

京都市会議員吉田たかおの、超・私的

# 2013 海外行政調査レポート

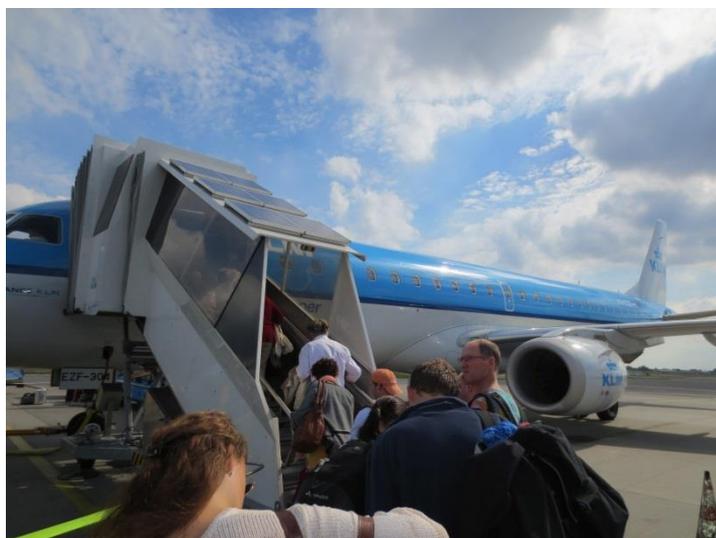


平成 25 年（2013）7 月 28 日から 8 月 5 日まで、私は京都市会海外行政調査団の一員として、ドイツ・フランス・イギリス 3 ヶ国の動物愛護政策を調査しました。公式報告書とは別に、私見を交えたレポートをまとめました。

## 【目次】

2013年7月28日(日)	ドイツ・ベルリン	.....	3
29日(月)	ドイツ・ベルリン	.....	5
30日(火)	ドイツ・ベルリン	.....	9
31日(水)	ドイツ・ボン	.....	15
8月1日(木)	フランス・パリ	.....	19
2日(金)	イギリス・ロンドン	.....	28
3日(土)	イギリス・ロンドン	.....	33
4日(日)・5日(月)	帰国		
【特別番外編】	3ヶ国の自転車走行環境レポート	.....	35

平成 25 年 (2013) 7 月 28 日 (日)



関西国際空港からKL機に搭乗し、アムステルダム経由で12時間を超える長期フライト。夕方にベルリンに到着し、当地に在住されている獣医師のアルシャー京子先生と出会いました。



アルシャー先生は日本人ですがドイツ人男性と結婚され、ベルリンで活躍されているすてきな方です。(写真左から2人目)



宿舎に到着するののももどかしく、レストランの一角を占拠して、欧州の動物保護制度についてご説明をお聞きしました。モダンなインテリアに心が弾みました。

ドイツに滞在した 4 日間、豊富な専門知識に裏付けられたアルシャー先生の通訳に、大いに助けられました。幸運でした。心より感謝したいです。アルシャー先生によると、ドイツの動物飼育事情は、次の特徴があります。

1. 繁殖と販売は許可制であり、個体識別(マイクロチップ)が主流である。ただし、小中学生への販売は禁止。
2. 生命尊厳の共通理念が普及しており、動物愛護が当たり前のように浸透している。
3. 基本的には、動物保護法できめ細かく規制されており、罰則も厳格である。
4. 連邦制であり、民間の意識が高く、ある意味民間主導で行政と連動している。
5. 獣医局が権限を付与されていて、通報があるごとに取り締まっている。遺棄をしにくい環境整備を充実。
6. トレーナー育成を重視し、飼い主へのしつけ教育を推進している。
7. 犬が人に危害を加える事件が増えたことが、法整備強化の要因であり、虐待防止に力点を置いている。
8. 最近では猫への対策も強化する方向性であるが、避妊去勢の施策はそれほど重視していない。

7月29日（月）



ベルリン市内を視察しました。アルシャー先生は、ご自身の飼い犬を連れて登場。ドイツでは、犬がバスや電車に乗るのは口輪を着用しておれば、何の問題もなくOK。周囲の人も全く拒否することなく、暖かな目で見ているのが印象に残りました。

道中、ドイツにおける犬猫の糞尿被害いわゆる「ふん害」への対策をお聞きしました。ドイツでは公共マナー徹底されているのでアスファルトの路面には糞を放置しないとのこと。市内は確かにキレイでした。また、条例で飼い主の傷害保険義務を規定し、糞を放置した場合は罰金 35 ユーロが科されるとのことです。



市内を歩くと、公共ゴミ箱に糞を入れても OK だとか。しかも、設置数は郵便ポストよりも多いらしいです。



ベルリンの「駅ナカビジネス」も充実していました。何よりも驚き感動したのが、自転車が乗車可能の車両があることでした！



ベルリン市役所の周辺では、自転車レーンが多かったのですが、心に残ったのは路上のマークがわかりやすいこと。大事ですよ！



ベルリン大聖堂やブランデルク門、ベルリンの壁を散策しました。東西冷戦が崩壊した歴史的な場所に立ち、感慨深くポーズを散りました。

昼食を摂ったレストランでは、犬がおとなしく主人の足元でくつろいでいました。アルシャー先生によると、犬の学校は犬のしつけと同時に飼い主にも「しつけ」が重要であるとされ、犬同士の吠え合いが起こりそうなきは飼い主が賢明に回避するのが当たり前のことです。

午後からは、犬の学校「PRODOG」を視察しました。



「PRODOG」は、広大な敷地で、トレーナー志望の方々が切磋琢磨しておられました。犬が社会的に受け入れられているからこそ、飼い主の責任が重いというのがドイツの普遍的な捉え方です。したがって、犬のしつけ教室を主宰するトレーナーの需要が大きいとのこと。

以下に、「PRODOG」の実情を報告します。

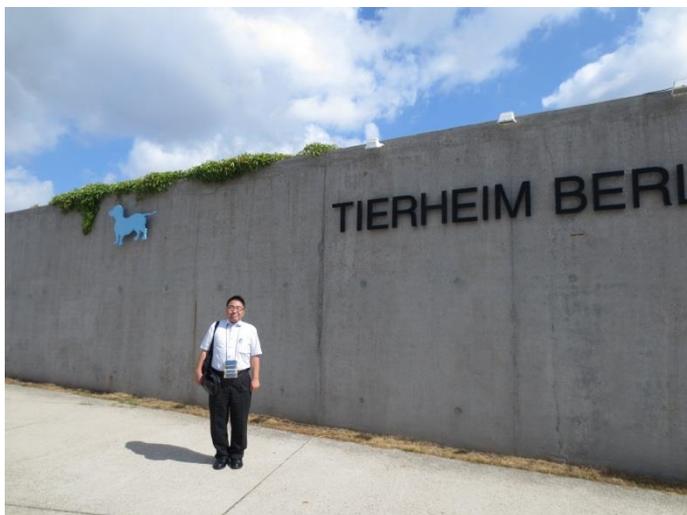
1. 個性をよく理解して躱けるプログラムを重視している。
2. 2007年に開校し、12,000 m<sup>2</sup>の広大な敷地を多面的に活用している。
3. 犬のペンションも併設しており、飼い主が長期バカンスや入院などで不在の折に預けることが可能。
4. 教育の在り方は実践的で、生徒同士が交代でロールプレイングし、講師が講評している。
5. 「飼い主免許制度」「ドッグトレーナー」ライセンスを実現しゆくために、将来のビジョンが大事。
6. 日本の自治体でも「犬のしつけ教室」が行われている市があるが、定着はまだである。



終了後には、グリュネヴァルトの森を視察。ここは、飼い犬をリード装着せずに放つことが許されている場所ですが、けっして犬同士が吠えあったりしないらしいです。

森や山道など自然を生かしており、なおかつ人工的なものは最小限に留めているのが特徴。ごみ箱の分別もカラフルで分かりやすいですね。

7月30日（火）



世界最高レベルの動物保護施設であるティアハイムベルリンを訪問。16万㎡という広大な敷地には、動物保護スペース以外に、300人収容の多目的ホールや医療センター、検疫所、ドッグランなどが完備。凄いです。

多目的ホールで沿革等について聞き取り調査。以下に箇条書きします

- 年間1万頭保護される動物は99%譲渡され（1%は亡くなるとのこと）、殺処分はっさい無し。
- 15年前に、養豚場を買い取り一大動物保護センターとして建設。建設費は1,500万ユーロ。
- 運営費は年間1,000万ユーロで、行政の支援は無く、16,000名の会員の会費（年20ユーロ以上）や寄付、遺産寄贈当が主な財源。
- 年間1万～1万5千の動物が来ており、仲介率99%を目指す。多い順に、猫、小動物（ウサギ、小鳥）、犬、爬虫類、家畜、野生動物（!）ですって。
- 内訳は、40%が放浪しているのを捕獲した場合や虐待の買主からの押収、60%が飼い主から引き取りとのこと。
- 施設は、譲渡用と治療用を分離しており、医療センターには獣医8名が常駐。現在約500頭が治療中。
- スタッフは150名（動物飼養担当スタッフ120、庭師・啓蒙スタッフ30）で、飼養係は国家試験を合格した専門家。
- ボランティアは、非常勤で500～600名が個人の事情や施設側の要請などで予定を組んでサポートしている。

- ・年間来園者は3万人（月曜休み）で、譲渡してもらう方や持ち込み。（基本的にドイツはペットショップが無い）
- ・猫の引き取り手数料は20～30ユーロ、譲渡料65ユーロ（避妊去勢、マイクロチップ）で、日本では人気がなく殺処分が多い猫がドイツでは人気が高く、譲渡が多いらしいです。大型犬は厳しいとのこと。
- ・この10年で従業員が倍増。ジャーナリスト2名を雇用し新聞記事を毎日配信。週1でTV番組も放映。定着しているのですね。

場内を見学しました。



猫舎は800匹を収容しており、清潔で家庭的なレイアウトが印象に残りました。匂いを抑える工夫がされています。金網ではなくショーケースのようなガラスで出入りも自由。猫ちゃんもストレスに無縁だなあと感心しました。



犬舎は、大小の運動場あり、犬が室内と屋外を自由に往来することが可能に設計されています。床暖房も完備。防音壁はあるものの、閉じ込められているような雰囲気ではありません。ここも臭いがまったく気になりませんでした。たくさんの訪問者も快適ですよ。



ドッグランのスペース前で撮影。金網は犬が飛び越えないよう、高い目に設定されていました。



エキゾチックアニマル（爬虫類）は、最近人気上昇で需要が多いとのこと。蛇やイグアナなども譲渡されるのですね。インコなどの小鳥やウサギなど小動物の方が犬よりも多いとのこと。これも意外です。

以下は質疑応答におけるメモです。

- ・譲渡する際に希望者宅を家庭訪問して、飼養に適しているかを調査することが条件。
- ・家畜（牛や馬）の仲介もある。高齢者がリタイヤした後に長年の夢を実現するケースなどとのこと。

- 年間 1,000 匹の猫の去勢手術を実施している。ボランティアが捕獲や餌やりを担当。野良猫は隔離するが人慣れしたら譲渡に回すこともあるとのこと。
- 避妊去勢の試みは 30 年以上継続しており、増殖を抑制する効果がある。もし避妊去勢しなければ爆発的に増殖する可能性（1 匹が多産なので爆発的に増える）があるため。
- 基本的に野良猫は捕獲して避妊去勢した後に元の場所に戻すとのこと。検疫所で野良猫 100 匹を最低 3 日間収容。
- バカンス期間中に猫が遺棄されるケースがある。長期預りのケースもあるとのこと。



ティアハイムにも糞処理専用ポストがありました。



池には見事な蓮が。思わず見とれました。



グッズショップも充実。本当に素晴らしい施設です。京都も見習うべき点がたくさんです！

ティアハイムベルリンを視察した後、ドイツの首都ベルリンからボンに移動。ボンは旧西ドイツの首都で、動物保護の官庁や民間団体があるため、視察に伺ったのです。



駅のホームでは自転車が！ ドイツでは電車に自転車乗り入れ車両が当たり前のようにあるのですね。

強行軍のため夕食は列車内で摂りました。車窓の風景を楽しみながらの食事は、雑談に花が咲いたこともあり美味しかったです。



ボン市内の自転車レーンです。わかりやすいですね！



ボン市内のホテルもきれいでコンパクトでした。

7月31日（水）



午前中は、ドイツ動物保護連盟を訪問し、レンペさんほか女性スタッフからお話をお聞きしました。ヨーロッパは女性の社会進出がはるかに進んでいますよね！

ヨーロッパの最大の動物保護組織であるドイツ動物保護連盟は、動物虐待防止のため、**1881**年に設立された民間組織で、**200**年以上の歴史があります。

この連盟には、全ドイツ**16**の州ごとに、**720**地域の動物保護協会、**500**を超えるティアハイム、及びドイツ全国の**80**万人以上の個人会員が加盟しています。

現在、年間**8**億円余りの歳入がありますが、州からの助成金ではなく、個人の会費や寄付金、相続金等が**7**割を占めています。活動としては、全国の動物愛護団体間で連携を取りながら、金銭的援助、**EU**や国会議員に対するロビー活動を推進しています。



広報活動に力を入れ、自前のプレスを活用して世論を高めており、インパクトのあるポスターを作製するなど、広報活動に努めています。

国、州、市町村などの自治体と民間活力が融合している点が大きな特長といえます。

現在、力を入れている課題が、猫の保護です。野良猫の避妊・去勢を義務づける条例を全国的に展開したいと、強く呼びかけています。また、災害時の動物保護も重視し、いざという時に動物を見捨てないように協力体制を隣接する自治体同士で構築し、それでも足りない場合は、国に要請すれば出動してくれるという体制の充実を進めています。

寄付金を集めるためには、会員に手紙やメールを送るなど呼びかけるほか、広報、メディアを活用しています。また、マイクロチップ装着を普及させる広報活動を推進しています。

今回学んだ大きな特長は「動物保護教師」です。動物保護教師は資格を持った人が小学校や幼稚園、自治体に動物保護の授業をしに行くという、昨年からはじめた事業です。資格を取る研修は、年に2回、春と秋に行っており、研修期間は2週間。1回につき20名の定員ですが、もっと増やしてほしいというニーズが多いとのこと。

メンバーの年齢層は 18 歳から 64 歳までで、35 歳以上の方が比較的多いとのこと。報酬は当事者同士が話し合うが、ボランティアが主流です。



終了後、記念撮影に快く OK していただきました。



午後は、ドイツの動物保護を所管する政府機関である食糧農業消費者省を訪問し、フルーレ女史から説明していただきました。

ドイツでは、2011 年度の飼育頭数は犬が 540 万頭で、猫は 870 万頭で、犬より猫の数が多いのは、仕事を持っている人やひとり暮らしの人からは、散歩などが必要のない猫の室内飼いが好まれているとのことでした。

動物保護法に、正当な理由なく動物を殺してはならないと定めていますので、ティアハイムにおける殺処分は、重度の疾病や重傷を負っている場合、あるいは極度の攻撃性があるなどと判断された場合に限られています。収容場所がないなどの施設側の理由によって殺処分することは法に反するわけです。

また、犬猫の虐待、遺棄や、過度のしつけ、耳や尻尾の切断なども禁止されています。虐待する飼い主には、警告を実施し、押収する処置もありますが、重さによっては禁固刑もあります。

次に、商工会や職業組合が開発した全国公認の「飼い主免許」という制度については、数年前に小学生がかみ殺されるという悲惨な事件をきっかけに、国として特定の闘犬種や人を何度もかんだ犬は「免許」が無ければ飼えないという規制を取り決めました。「飼い主免許」の意義は前向きに受け止められ、動物保護の観念に基づいた免許制度に進化していく方針とのことです。犬の学校やトレーナーとして開業する場合にも、来年から必ず役所の許可が必要となりました。

最後に、犬税について報告します。犬税は犬の数を抑制することを目的に導入された。税額は、ベルリンでは1頭目は120ユーロ、2頭目以降が180ユーロとなっています。自治体によっては2頭目以降や危険な闘犬種に高額な課税を行っているところもあります。犬税の使い道については、ドイツの税制システムとして犬税に限らず一般税扱いで犬の飼養ために限定されないため、民間団体は撤廃を求めているとのことです。



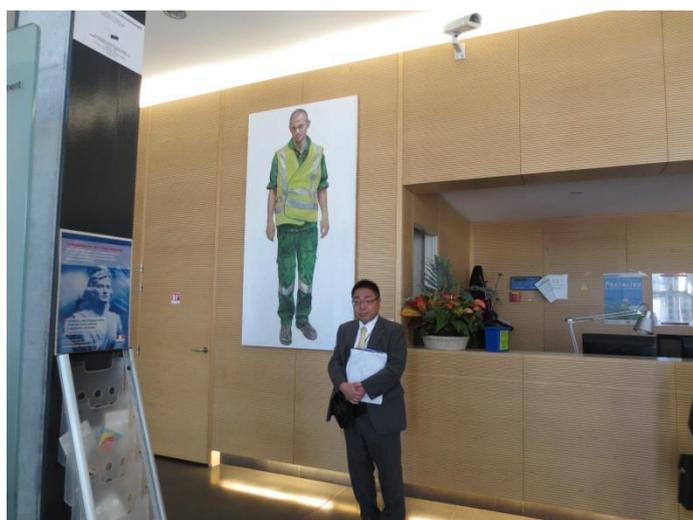
落ち着いた佇まいでしたが、バカンス期間ということもあったようです。貴重な時間をさいて、日本からの訪問団を迎えて丁寧な説明をして下さり、心から感謝です！

8月1日（木）

海外行政調査 5 日目はフランスのパリ市です。



宿舎は近代的でゴージャスなホテルでした。と言っても、メールチェックや打ち合わせ、レポートの下書きなど事務作業が大変で、館内や周辺を散策する余裕は全くありませんでした。



午前中はパリ市役所清掃局へ。入り口では働く男の誇らしいポスターがお出迎えしてくれました。



糞対策PJ責任者レジス・ルルー氏（課長クラスの方らしいです）から、パリ市における犬猫の飼養状況と「ふん害」の対策を具体的に調査しました。

まず、犬猫の飼養の実情については、下記の説明がありました。

- (1) 登録制を実施（飼い犬は1999年より、飼い猫は2010年より）しており、犬は約10～15万頭で、他国と比べて人口比率は高い。猫は掌握不可能。野良猫は500匹くらいと推計している。
- (2) タトゥーやマイクロチップで管理することが主流であるが厳密ではない。（ペットに愛着がある人とそうでない人がいることが理由）
- (3) 公共交通機関乗り入れは、600km以内は無料。盲導犬は制限なし。体重6Kg以上は人間の半額という規定だが守る人は少ない。Taxiの場合は運転手が拒否することもある。

つぎに、「ふん害」対策についてお聞きしました。世界有数の観光都市パリでは、糞の排泄が1日9～12tもあり、景観を損なうふん害への対策に早くから着目し、1984より本格的な活動に着手されました。内容は以下の通りです。

- (1) **歩道と車道の間にある側溝（カニゴ）**にホウキではきこむ。毎日、中水道を開栓し流して青い作業服の職員が下水道に流し込むが、自転車や歩行者の迷惑になるとの理由などで2000年に取りやめた。



(2) **モトクロット（糞処理専用バイク）**でバキューム作業を1984年から実施したが、コストに見合うものでないとの理由で、2002年に廃止。



(3) **小規模公園に専用トイレ「カニゼット」**を設置したが、砂利などの臭気対策コストが大変で、費用対効果でロスがあると問題視された。朝と夜に散歩する際に、犬は「カニゼット」の場所まで待てなく、路上で排出するケースがほとんどであり、市民側も近所にカニゼットができることに否定的であったこともあり、飼い主が責任を持って処理することがよいとの結論が出た。

(4)「糞処理専用スタンド」社会実験を 2002 年から 2 年間実施したが、スタンドの維持費等で費用対効果が見込めずに撤退した。

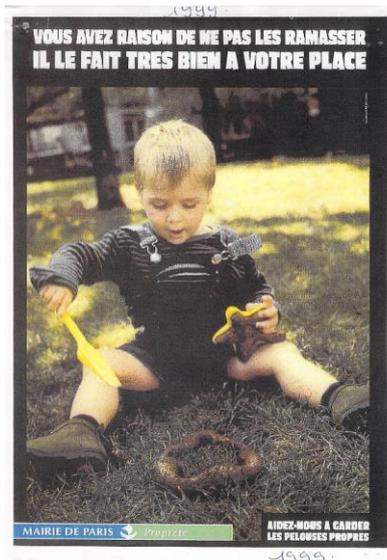
様々な具体的施策にチャレンジする実行力に驚きました。やる前から「失敗したら責任を追及されるのでは」というような後ろ向きな国民性ではないのですよね。中途半端でなく徹底した取り組みが不可欠と学ぶことができました。

これらの具体的な「実験」の結果、行政が何かを作るのではなく、「飼い主が責任を持って処理する」ことが一番よいと結論が出て、これがひろく市民に認知されました。そこで、条例を改正して飼い主が処理することを義務付け、日常パトロールを強化（80 人体制で実施）するとともに罰則を強化しました。

これらの結果、2002 年は年間 4,300 件の罰金刑施行したが、2012 年は 2,300 件と減少したとのことです。罰金額は、当初 183 ユーロであったが、2011 年より 35 ユーロに値下げしたとのこと。

ルルー氏によると、このような一連の施策を積み重ねた結果、飼い主の意識が深化し、ほとんどの飼い主が持ち帰っているようになったそうです。

この要因は、罰金を科すだけでなく、一般市民の飼い主への視線がシビアになり、糞を放置するような飼い主に対し見て見ぬふりをせずに直接指摘するケースがあることが大きいとのことでした。



同時に、**大型ポスターで大々的にキャンペーン**を実施し、目を引く工夫がされる啓発活動を継続しています。これも市民啓発に効果を発揮しているようです。芸術の都らしくエスプリの効いたデザインでびっくりしました！

ルルー氏は、上記の種々の対策を施行した上での総括として、次の3点を強調されました。

- (1) 良かった点は、パリの施策が地方の他都市（リゾート地など）に波及した。
- (2) お互いが「見られている」という意識で、飼い主が糞を放置せずに処理をすることが定着した。
- (3) ただし、飼い主は家に持ち込まなくても良いように、行政が対策を練っている。具体的には、市内3万ヶ所に透明のビニール袋を8m間隔で設置し、パリ市衛生局が毎日収集している。



私は、特に3つめに着目しました。飼い主への規制を強化するだけでなく、メリットも提供するという発想です。ビニール袋は景観上いかななものかという否定的意見もありますが、あくまでも参考にしたうえで、京都らしい対策が大事ではないかと考えた次第です。

午後に訪れたフランス農水省食品局獣医部では、シャルル・フェデラ健康課・課長補佐が対応してくださり、フランス国家としての「ペット飼養の管理体制」「野良犬・野良猫の対策を調査」について、詳しくお聞きしました。

まず、フランスにおけるペット飼養管理の特徴と歴史についてです。下記にメモを箇条書きします。

- (1) 中央集権体制のもと、農水省が厳しく規制し監督している。
- (2) ペット業者の販売を認可する代わりに厳しく行政指導する仕組みを構築している。
  - ア. 認可を受けた業者しか許されない。
  - イ. 健康管理を重視し、獣医局と協議を徹底。
  - ウ. 年間2回の立入調査など、ペット販売業者への細部にわたる規制を明確化。
  - エ. 年齢制限を設け、16歳以下の飼養は認めない。
  - オ. 路上販売を禁止し、販売許可証、記録管理を義務化。
  - カ. 個体識別番号など詳細データ管理が義務付けられており、監督責任は農業省が持っている。
  - キ. 生後8週間未満の販売を不可とする。
  - ク. 獣医の健康証明書を義務化。
  - ケ. フランスでは、新聞やネット等で商業広告を通じて売買されるケースが主流である。
  - コ. 行政指導や排除命令も強い権限のもと実施している。
  - サ. EU規制を基にチェックリストで合否判定など監督していく。
  - シ. 業者や飼い主には、罰則や資格剥奪、刑事罰(罰金や懲役)などもある
- (3) EU加盟国で最もペットを飼養している国家である。
  - ア. 全国で73%の家庭がペットを好むと答え、48%がペット飼養している。
  - イ. 全国6,300万頭(犬740万、鳥640万、猫1,140万、哺乳類260万、魚350万ほか)のペットを管理。
  - ウ. 犬は血統種がほとんどであるが、猫は雑種がほとんどである。

(4) ペット管理体制の歴史

ア. 19世紀に動物保護問題が表面化し、1850年にグラモン法を制定し、罰則規定を設けた。

イ. 1996年に、ペット保護ヨーロッパ協定に批准した。

次に、野良犬・野良猫対策です。これも丁寧に説明していただきました。

(1) 遺棄された野良犬や野良猫を捕獲したら自治体の保護施設に1週間は義務。連絡して所有者に変換するケースあるが、飼い主が現れない場合は、NPO（アソシエーション）運営の避難所に移し、再度連絡等を実施する。それでも見つからない場合は「仲介」を推進する。

(2) 極力殺処分はしない。難病等の場合は安楽死させるが、自然死がほとんどであり、その場合も獣医が判断する。

(3) 野良猫については、捕獲は困難である。捕獲は、行政では無くアソシエーションが実施している。猫の避妊去勢手術は飼い主の意向を優先する方針である。

(4) 遺棄防止施策としては罰則適用で対応するが、タトゥーやマイクロチップ等の割合については集計不能であり、遺棄された犬猫が飼い主に戻る割合と施設収容の割合も不明である。

(5) バカンス期には、犬猫の遺棄が多い。(2003に4万頭→2012は6万頭と増えている)

最後に、我々の質問に答えていただきました。

(1) 犬猫の公共交通利用は、原則禁止だが、条件付きで認可している。

(2) 集合住宅での飼養も、リード使用等の条件付きで認められている。

## 【ドイツとフランスの違い】

ドイツに続いてフランスの動物保護施策を学んで、両国の特徴が明らかになったので、下記にまとめます。

- (1) 動物保護政策については両国の政治体制の違いでカラーが別れている。
  - ア. ドイツは連邦国家で地方分権が進み、民間団体が主導。
  - イ. フランスでは中央集権国家で、行政が業者を規制し監督。
  
- (2) 両国とも動物虐待防止や人間との共生を目指している点は共通しているが、各々特徴がある。
  - ア. ドイツは厳格で着実に推進している。市民側からの声が行政の施策に大きな影響をあたえている印象を受けた。動物保護施設が非常に充実し、ほぼ100%仲介を目指している。殺処分ありえない。
  - イ. フランスはペット業者を認め、商業広告で売買されているが、行政主導が強い権限で指導・監督・処罰している。
  
- (3) 両国とも、最近の傾向として、犬よりも猫の比重が高くなっているとのことであった。猫の保護や地域衛生問題について、解決の方途はここ数年綿密に検討を重ねている段階である。
  
- (4) ふん害対策を両国とも重視している。
  - ①ベルリンでは、市の条例に「ふん放置」への罰則を規定している。パリ市では、条例に罰則を明記したことで、国内の他都市に大きな影響を与えたと認識している。
  - ②両国とも、糞の処理を飼い主に求める代わりに、負担を軽減するために行政が具体的な支援措置を実施している。
    - (ア) ベルリンでは街なかにゴミ専用ポストを設置している。
    - (イ) パリは8m間隔でゴミ専用袋を市内8万ヶ所に設置した。

両国とも、動物の命の尊厳を重視し、それが生活に根付いていることを強く感じました。生命を大切にし、弱い存在に温かなまなざしを注ぐ社会の構築に向け、京都市も大いに学ぶべきであると考えます。

海外行政調査の3ヶ国目はイギリスです。



8月1日夕方に、パリ駅から特急ユーロスターでドーバー海峡をわたってロンドンへ。2時間17分の快適な旅でしたが、やはり食事は列車内でした。強行軍です…。(^\_^;)



宿舎のホリディ・イン・ロンドンは、落ち着いた近代的な外観とシンプルにしてゴージャスな雰囲気ですてきでした。

8月2日（金）



午前はイギリス環境消費者農事省（DEFRA）での聞き取り調査。動物福祉部という実験動物以外の全動物保護を一元的に所管する部署でお2人の担当者からお聞きしました。



まず、「狂犬病対策」をロブ・ピーターズ氏（写真右）が説明。

- ・ 1922年以降は、人が噛まれ発症した事例は無い。
- ・ 1974年に狂犬病予防法制定し、出国時に予防接種を義務付け。
- ・ 海外からのウイルス侵入を伏図ため、徹底した水際作戦と隔離策を重視し効果を上げている。
- ・ 輸入時は、マイクロチップや動物パスポート、獣医の証明書など厳格に行っている。
- ・ 密入国は東欧からが多いとのこと。

次に、「動物保護施策」については、レベッカ・ガルシア女史（写真左）が担当していただきました。

- 国内のペットは約 1,400 万頭。
- 動物保護施設 100 ヶ所。
- 7 万頭は遺棄されている。王立動物愛護協会（RSPCA）は年間 5,300 ポンドで運営。
- イギリスでは、NPO、NGO が大きな役割を果たしている。
- 2006 年の動物保護法制定で、動物飼養の責任を明記しており、危険動物は厳しく制限し罰則も科している。
- 「ふん害」対策は自治体で対応し、その場で罰金徴収するシステム（後日徴収のパリとは違う）。



午後からは、実地視察です。ロンドンのとなりバーギンガム市郊外にある王立動物愛護協会（RSPCA）に、バスで揺られてお伺いしました。



RSPCA は、1822 年の動物保護法と軌を一にして、1824 年に慈善団体として創立され、200 年近い歴史を誇っています。土地の広さはドイツのティアハイムとほぼ同じ。贅沢でうらやましいです！



猫舎、犬舎などに分かれています。いずれも「動物の幸せのため」を最優先し、外の空気を触れたり運動する機会を保证する仕組みが特徴です。



ベルリンと同じで、うさぎ舎や鳥舎などもありました。



また、徹底的な清掃の仕組みが確立され、臭い対策も万全でした。「臭い」については、現在の日本国内の施設に共通の課題であり、京都動物愛護センターを新設するにあたって重要な要素です。参考になりました。

見学しながらスタッフにお聞きした知見のメモです。

- ・ 仲介は猫が多い。年間 3 万頭がひきとられる。
- ・ ボランティアに委託する部分はあるが、全面的に任せない。ボランティアも責任を負うことは望まない。
- ・ ベルリンとは設備の作りは違うが、余裕がある設計世あることとスタッフが多いことは共通。
- ・ 設備を充実しただけでは不十分。人材育成が大事との認識。大事ですよね！



インスペクター（検査員）のパトロールカーがちょうど到着しました。



かれらは、制服着用でペット飼養者や業者を訪問しており、悪質な場合への取り締まりも担っています。他国の検査員も指導しているほどの方々です。



1日に3交代で夜間救急診療も対応しており、病棟は国家試験の資格を持つ獣医や看護師が専任で動物たちを守ってくれています。本当に素晴らしい環境と行き届いたシステムが印象的でした。歴史の重みですね！

8月3日（土）



午前中、ロンドン北部の郊外にあるペットショップへ。巨大駐車場があり、日本の大型商業施設のような雰囲気です。このショップの一角に、昨年からRSPCAも入店。一般のショップよりも安く販売しているとのこと。

犬や猫の場合は廃棄してしまうと社会問題になるので、コンサルティングをしっかりとる思想が徹底されているのですね。同時に、お客さんもそのほうが安心感を持っているということでした。このような意識になってこそ、本当の動物と共生する社会になる第一歩だと感じました。



午後からは、ケンジントンガーデンを訪れ、公園での動物や飼い主の実情を見学。広く落ち着いた佇まいです。公園内にポスト式の糞入れがあり、そのとらに一般のゴミ箱がありました。



いくつかの場所に糞が落ちていました。アルシャー先生によると、ドイツでも一般の路上（アスファルト）には糞をしないが、公園のような土の上には時折落ちているらしいです。だからこそ、糞専用のポストがあるのですね。

通り過ぎりの愛犬家に声をかけたところ、快く様々な質問に笑顔で答えていただきました。公園内では一部を除くリードを外してもOKとのことで、犬がストレスを感じて人間にぶついたり他の犬と吠えあったりしないためであるとのことでした。



糞の処理についてお聞きすると、公園内でリードを外すよう申し入れる運動の際に、糞を処理することを条件に要求を勝ち取ったとのこと。ただ、行政側も、糞専用ポストを設置してくれたという話です。私が、「糞を公園内に捨てずに家に持ち帰らねばならないと行政が規制したらどうなりますか？」と聞くと、「そんなことになれば糞の放置が増える」と明快に見解を述べてくれました。

## 【特別番外編】 3ヶ国の自転車走行環境レポート

ドイツ・フランス・イギリス3ヶ国の動物愛護政策を現地調査しました。番外編では、移動中にカメラで撮影し、メモを書き溜めた自転車走行レーン事情をまとめてご紹介します。

まず、結論を申し上げますと、3ヶ国とも当たり前のように自転車走行レーンが設置されており、自転車走行環境の整備は市民生活に着実に浸透している印象を受けました。

そして、特筆すべきは、滞在中に徒歩やバス等で移動する際に見かけた光景の中に、自転車が歩道を走行することは1度も見かけなかったこと！ 当たり前ではあるのですが、日本で毎日のように歩道を走る自転車を見慣れている1人として、改めて感動するとともに、日本社会での1日も早い「正常化」を願わずにはおられませんでした。



1ヶ国目のドイツでは、ベルリンのホテル周辺を歩くと、さっそく自歩道タイプの自転車レーンが目飛び込んできました。

なんと堀川通りや西大路通りと同じ「ベンガラ色」の塗装です。



その後、バスで移動して国会議事堂周辺に来ましたが、この辺りは車道に白ラインが主流です。いずれにしても、ドイツの一部都市で見られるブルー舗装は無かったのが印象に残りました。



官庁街を抜けて住宅街に来たら、再びベンガラ色塗装のレーンが出現。なんらかのルールがあるのですが、今回は自転車政策ではなく動物愛護の視察のため、行政担当者に詳しく聞けなかったのは仕方ありません。後日の宿題になりそうですよね。

※しかし、資料だけでなく実際に現地にたつて見聞するという事実は大きいと思います)



ベルリンからボンへ列車移動するとき、ビックリしました。駅のホームで自転車が電車待ちをしているのです！



自転車乗り入れ可能の車両がちゃんとあるのです。京都も実現したらなあとため息！



旧西ドイツの首都ボンも、いたるところに白ラインの自転車レーンが設置されています。



自転車も安心して走行できますよね。



路面にペイントされる自転車マークは、白の標準版以外に横断歩道では青色に塗って目立つように工夫がされていました。状況に応じて工夫が施されているようです。



公園の沿道は、自転車が走行するエリアと歩行者専用エリアがハッキリ分かれており、接触事故が起こる可能性は極めて低いです。見習いたいですね。



フランスのパリに出国するため、ケルンで時間調整する際に周辺をパチリ。さすが交通の要衝であり、一大観光地ということもあり、交通量が多かったです。同時に、自転車レーンが分かりやすいと感心しました。



2ヶ国目のフランス、花の都パリは、観光客が列をなすエリアには目立ちませんが、バスと自転車走行レーンが共存しており、車道とハッキリと分離されています。それも看板で分かりやすく明示されていました。



自歩道タイプの自転車レーンもありました。やはり、道路の事情によって工夫しているのですね。この場所には分かりやすい看板が目立っていました。



車道の歩道寄りのエリアに独特の自転車マークが必ずありました。



比較的新しい道路ではマークがカラーでした。



3ヶ国目イギリスの首都ロンドンは、ここ数年「ロンドン・サイクル・レボリューション（自転車革命）」で有名ですので、駅から宿舎までの移動中の道路を期待感满满で見つめたのですが、あれ？ 他の2ヶ国と比べて、レーンの表示が分かりにくいような印象なのです。



ただ、よく見ると細い二重線(黄色と赤色の2種類)がほぼ全てに引かれています。「これが自転車レーン？ 細すぎるんと違う？」と不思議に思い、ガイドさんに聞くと「駐車禁止を告知」するレーンとのことでした。へえ〜っ、ですね。



バスで移動していると、自転車レーンが目立たないので、これは徒歩で移動するときにとっておこうと気を取り直しました。私が驚いたのは、全ての駅前にレンタサイクルを完備し、シェアしていること。市民の中に自転車を利用することと、個人だけの所有ではなく社会で共有するものであるという価値観が浸透しているのですね。



ハイドパークとならぶ巨大公園であるケンジントンガーデンでは、自転車走行が可能な部分と不可の部分に分かりやすく分離されています。



徒歩でロンドン市内を、約 2 時間ぶらりと歩きました。専用ヘルメット着用のスポーツサイクリングが多いです。レンタサイクル利用者の数も多いのは土曜日のためでしょうか？



信号待ちのエリアへの誘導は丁寧で親切です。きちんとペイントされていませんが、それよりも分かりやすさが大事ですよ！（日本なら寸分たがわぬデザインにこだわるのでは？）



市内中心部（バッキンガム宮殿や国会議事堂）に行きますと、ベンガラ色で塗装されたレーンが目立ち始めました。



ちょうど、宮殿近くの広場で自転車の大きなイベント開催中だったので自転車であふれるくらい。このようなイベントに力を入れているらしいです。市民レベルでの浸透が大事ですね。



ウエストミンスター寺院付近が、ロンドン・サイクル・ネットワークの起点。看板はありましたが、特別に目立たなかったので探すのに時間がかかりました。



さすがに疲れたのでホテルへはタクシーを利用。別ルートで走ったため、何とグリーン色舗装の自転車レーンを発見しました。思わぬ収穫にビックリです。

残念ながら、各都市の自転車政策の担当者からお話を聞くことはできませんでした。本来の使命は動物愛護政策の研さんですから当たり前ののですが、このように移動時間等を利用して、念願の自転車レーンを見比べることができただけでも良かったです。

これからも、外国の先進事例をどん欲に学んでいこうと思います。

吉田たかお事務所

2014